

令和3年度

仕事と子育ての両立支援のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画 実施状況

新潟県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づき「仕事と子育ての両立支援のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、職員を雇用する立場として、職員の仕事と子育ての両立支援に向けた取組を行っています。

つきましては、同法第19条第5項の規定に基づき、令和3年度の実施状況について公表します。

1 取組状況

出産・育児に関する諸制度の整備・周知・啓発

○職員ポータル等を利用した情報提供

職員ポータル等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する諸制度の周知・啓発を図りました。

○休暇制度の拡充

「家族看護休暇」について、対象範囲に学校行事への参加等を加えて「家族看護・子育て休暇」とするとともに、取得日数の拡充を行いました。

○「育児休業等取得計画表」の活用による男性職員の育児参加促進

子の出生が見込まれる男性職員を把握した場合、本人の意向に基づき、所属において、育児休業等の取得計画表を作成し、職員と共有する取組の周知・啓発を図りました。

○柔軟な働き方を実現する制度の活用

職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、早出遅出勤務や在宅勤務の積極的な活用を図ることで、仕事と子育てをより両立しやすい職場環境づくりに努めました。

休暇・休業が取得しやすい環境整備、気運醸成

○休暇等の取得促進

所属毎に、休暇を計画的に取得するルールづくりに取り組むなど、休暇等を取得しやすい職場環境づくりに努めました。

○妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備を行うため、「職員の育児休業等に関する条例」を改正し、妊娠や出産等を申し出た職員に対し、管理監督者が個別に育児休業等に関する制度の周知や取得に係る意向確認を行うこととしました。

時間外勤務の縮減

○管理・監督者によるマネジメントの徹底

事務の簡素化・効率化や、職員一人ひとりの業務執行状況を把握するなど業務管理を徹底するほか、積極的な声掛けやノー残業デーの推進により職員が退庁しやすい職場の雰囲気づくりに努めました。

○22時以降の時間外勤務の原則禁止

22時以降の時間外勤務を原則禁止とし、超えた場合は主管課への報告を義務付け、長時間勤務の是正及び職員の業務管理と健康管理の強化を図りました。

○ロー（low）残業月間の実施

8月をロー（low）残業月間と位置づけ、お盆における会議や残業の自粛、所属ノー残業デーの設定に加え、16時以降の会議や電話照会を原則禁止する「集中タイム」の徹底等により、夏季における時間外勤務の縮減に努めました。

○職員の健康管理

長時間の時間外勤務を行った職員に対し産業医による保健指導を実施するなど、職員の健康管理に努めました。

2 目標に対する実績（県費負担教職員を除く数値）

目標項目		R3実績	R3目標	達成状況
●休暇・休業				
①年次有給休暇(平均使用日数)		12日4H	15日以上	▲2日3H45M
②妻の出産休暇 (平均取得日数)		(2.3日) 72.9%	100%	▲27.1%
③家族看護休暇(希望する者)		(2,124人)	100%	—
④育児休業	女性	100%	95~100%	【達成】
	男性	20.8%	10%	【達成】
男性職員の育児参加		66.7%	70%以上	▲3.3%
●時間外勤務 (本庁職員の年360Hを超える割合)		27.0%	20%以下	7.0%超過